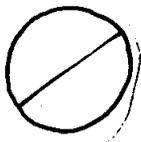


昭和 52 年 8 月 24 日

京都府知事

蜷 川 虎 三 殿



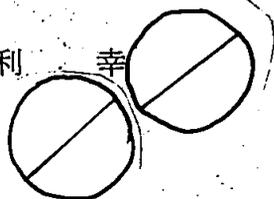
組 合 住 所 京都市下京区七条通高倉東材木町 518番地

組 合 名 京都生コンクリート協同組合

発起人代表住所 京都府宇治市榎島町拾八 50 番地の 1

法 人 名 株式会社 坂 井 商 店

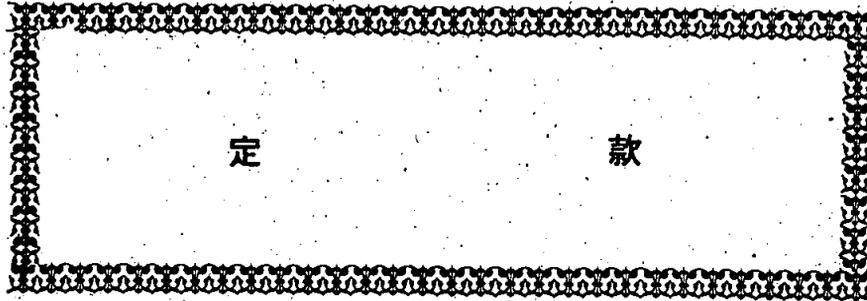
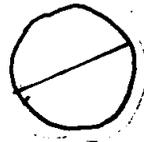
代表取締役 坂 井 利 幸



中小企業等協同組合設立認可申請書

中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業等協同組合の
設立の認可を受けたいので、別紙の定款その他の必要書類を添えて申請します。





定 款

京都生コンクリート協同組合

京都生コンクリート協同組合定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もつて組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上をはかることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本組合は、京都生コンクリート協同組合と称する。

(地 区)

第 3 条 本組合の地区は、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市及び綴喜郡の区域とする。

(事務所 の 所 在 地)

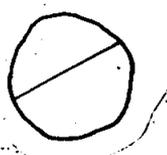
第 4 条 本組合は、事務所を京都市に置く。

(公 告 の 方 法)

第 5 条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞に掲載してする。

(規 約)

第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。



第 2 章 事 業

(事 業)

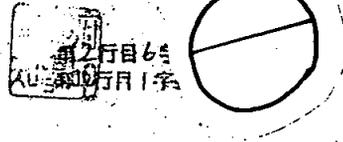
第 7 条 本組合は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行
う。

- (1) 組合員の取扱う生コンクリートの共同販売
 - (2) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む）および組合員のためにするその借入れ。
 - (3) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、銀行、相互銀行、信用金庫の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て。
 - (4) 組合員の事業に関する協定
 - (5) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - (6) 組合員の事業に関する経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及をはかるための教育および情報の提供
 - (7) 組合員の福利厚生に関する事業
 - (8) 前各号の事業に附帯する事業
- 

第 3 章 組 合 員

(組 合 員 の 資 格)

第 8 条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件



を備える小規模の事業者とする。

- (1) 生コンクリートの製造を行う事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2. 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

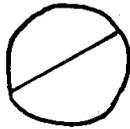
(加入者の出^払込み)

第10条 前¹項の承諾を得た者は、^滞遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の出^払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。



(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2. 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

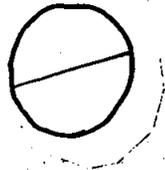
第13条 本組合は、次の各号の一つに該当する組合員を附ることができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の施設を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払いもどし)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当

- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。



2. 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
3. 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

（届出）

第18条 組合員は、次の各号の一つに該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称又は事業を行なう場所を変更したとき。
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若し  廃止したとき。
- (3) 資本の額又は出資の総額が1億円をこえ、かつ、常時使用する従業員の数が300人をこえたとき。

（過怠金）

第19条 本組合は、次の各号の一つに該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課すことができる。この場合において、本組合はその総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第4号の規定による協定に違反し、又は同条第5号に規定する団体協約に違反した組合員
- (2) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員

- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、100,000円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年10%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

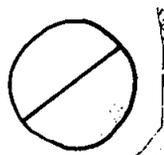
第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2. 持分の算定に当っては100円未満の数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。



(1) 理事 18人

(2) 監事 1人

(役員任期)

第25条 役員任期は、つぎのとおりとする。

(1) 理事 2年

(2) 監事 2年

2. 補欠 (定数の増加に伴う場合の補充を含む。) のため
選挙された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3. 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合にお
いて新たに選挙された役員任期は、第2条に規定す
る任期とする。

4. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに
選挙された役員が就任するまでなお役員職務を行う。

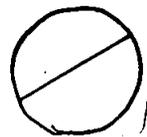
(員外役員)

第26条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない
者は、理事については1人、監事については1人をこ
えることができない。

(理事長、副理事長及び専務理事の職務)

第27条 理事のうち1人を理事長、6人を副理事長、1人を専
務理事とし、理事会において選任する。

2. 理事長は本組合を代表し、本組合の業務を執行する。



3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはあらかじめ理事会において定めたところにしたが、いその職務を代理し、又は代行する。
4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
5. 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者 1 人を定める。

(監事の職務)

第 28 条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

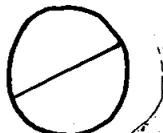
2. 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員 の 忠実義務)

第 29 条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員 の 選挙)

第 30 条 役員は、総会において選挙する。

- 
2. 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
 3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
 4. 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
 5. 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
 6. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員 の 報酬)

第31条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧 問)

第32条 本組合に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(職 員)

第33条 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。

2. 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。



第34条 本組合に次の職員を置くことができる。

(1) 事務職員 若干名

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第35条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第36条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

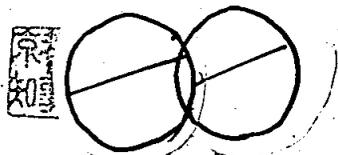
(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第37条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2. 代理人が代理する組合員の数は1人とする。

(総会の議事)

第38条 総会の議事は、中小企業等協同組合法(以下「法」という。)に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可



否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第 39 条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第 40 条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使するものを除く。）が組合員の半数以上であり、かつ、出席した組合員の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 3 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

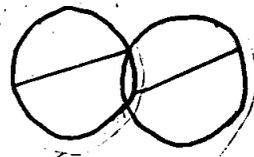
(総会の議決事項)

第 41 条 総会においては、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) 1 組合員に対する貸付け（手形の割引を含む。）
~~又は 1 組合員のためにする債務保証の金額の最高限度~~
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第 42 条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、こ



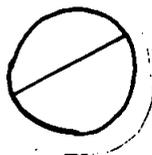
れに署名するものとする。

2. 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 組合員数及びその出席者数
 - (3) 議事の経過の要領
 - (4) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

（理事会の招集

第43条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。
3. 理事は、必要があると認めるときは、何時でも、理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。
4. 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会の招



集の手續をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手續)

第 44 条 理事会の招集は、会日の 5 日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手續を省略することができる。

(理事会の議事)

第 45 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第 46 条 理事はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

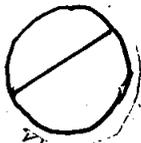
(理事会の議決事項)

第 47 条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第 48 条 理事会においては、理事長がその議長となる。



訂正/字抹消/字挿入
第10号

2. 理事会の議事録については、第42条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第2項第4号中「(可~~審~~^決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会)

- 第49条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。
2. 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。



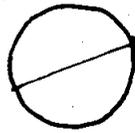
第7章 会 計

(事業年度)

- 第50条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(法定利益準備金)

- 第51条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。
2. 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。



(資本準備金)

第 52 条 本組合は、減資差益 (第 14 条ただし書の規定によって
払いもどしをしない金額を含む。) は、資本準備金とし
て積み立てるものとする。

(特別積立金)

第 53 条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を
特別積立金として積み立てるものとする。

(法定繰越金)

第 54 条 本組合は、第 7 条第 6 号の事業の費用に充てるため、毎
事業年度の利益剰余金の 20 分の 1 以上を翌事業年度に
繰り越すものとする。

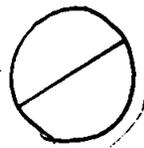


(利益剰余金及び繰越金)

第 55 条 1 事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加
減したものを利益剰余金とし、第 51 条の規定による法
定利益準備金、第 53 条の規定による特別積立金及び前
条の規定による繰越金を控除してなお剰余があるときは、
総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年
度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

第 56 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における
組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度におい
て組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度



末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

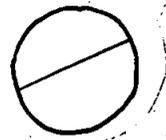
2. 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は年1割をこえないものとする。
3. 配当金の計算については、第23条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第57条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与)

第58条 本組は、事業年度ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の100分の4以上を計上する。



京都生コンクリート協同組合設立趣意書

I 設立の目的

生コンクリート事業は、製品の性質上安易に工場建設ができるため、中小規模の生コンメーカーが乱立し、反面昭和48年のオイルショックを転機として需要量が大幅に減少、今日設備過剰が表面化し、操業度はついに約30%迄低下する状態となりました。これに主因し、過当競争が市場混乱を助長し、販売価格の続落により生コンメーカーは著しい経営悪化を来たし、先行誠に憂慮される状態に立ち至っております。

これが為、我々小規模弱者である生コンメーカーが厳しい現状認識の上に立って早急に業界の立直しを図り、経営の安定と長期的な生コンクリートの安定供給を図ることが当面の急務であると信じます。

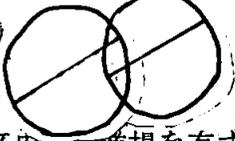
従いまして、我々は有志を募り、中小企業等協同組合法に基ずく、京都生コンクリート協同組合を設立し、自主自立の精神を基盤とした共同販売事業を始め各種の事業を実施することにより、公正な経済活動の機会を確保し、以って組合員各位の経済的、社会的地位の向上を図ろうとするものであります。

II 組織及び事業の概要

1. 名称 京都生コンクリート協同組合
2. 地区 本組合の地区は、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市及び綴喜郡の区域とする。
3. 事務所
の所在地 京都市下京区七条通高倉東材木町518番地
4. 組合員たる資格

次の各号の要件を備える小規模の事業者とする

- (1) 生コンクリートの製造事業を行う者



(2) 組合の地区内に事業場を有すること

5. 出資一口の金額及び出資払込の方法

(イ) 出資一口の金額 100,000円

(ロ) 出資の払込みの方法

一時に全額を払込むものとする。

6. 事業計画の概要

(1) 組合員の取扱い生コンクリートの共同販売

(2) 組合員に対する事業資金の貸付け(手形割引を含む)

および組合員のためにするその借入れ。

(3) 商工組合中央金庫, 中小企業金融公庫, 国民金融公庫, 銀行, 相互銀行,

信用金庫, 信用協同組合に対する組合員の債務の保証またはこれらの金

融機関の委任をうけてする組合員に対するその貸付金に立て。

(4) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

(5) 組合員の事業に関する経営および技術の改善向上または, 組合事業に関
する知識の普及をはかるための教育および情報の提供

(6) 組合員の福利厚生に関する事業

(7) 組合員の事業に関する協定

(8) 前各号の事業に附帯する事業

7. 賦課金の賦課徴収方法

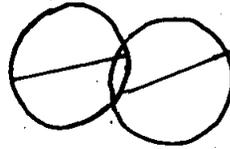
(1) 賦課金総額 金2,040,000円

教育情報事業賦課金

月3,000円×17社×12ヶ月=612,000円

一般賦課金

月7,000円×17社×12ヶ月=1,428,000円



(ロ) 賦課徴収の方法

毎月始めまでにその月分を組合事務所に納入するものとする。

8. 役員の定数及び任期

(1) 役員の定数 理事 18人 監事 1人

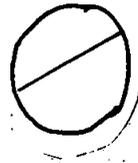
(2) 役員の任期 理事 2年 監事 2年

9. 創立費及びその償却方法

創立費用は1,000,000円以内とし、2年間均等償却とする。

以上

D



初年度

事業計画書

昭和52年9月1日より
昭和53年3月31日まで

京都生コンクリート協同組合

1. 共同販売に関する事業

この事業は、組合員の生産する生コンクリートを組合員から買取り、組合が需要先に販売することにより行う。

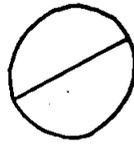
なお、共同販売事業規約を定め、これに基づき事業を行う。

取扱品目	販売数量	立米単価	販売金額	立米当り 手数料額	手数料額
生コンクリート	(立米) []	(円) []	(千円) 7,404,600	(円) []	(千円) 17,220

2. 事業資金の貸付に関する事業

この事業は、組合員に転貸する資金を取引金融機関から借入れ、組合員に対し事業資金を貸付ける（手形割引を含む。）ことにより行う。

- (イ) 貸付対象 組合員の事業に要する資金
- (ロ) 貸付方法 証書貸付、手形貸付とする
必要により担保を供せしめる
- (ハ) 1件当り
貸付期間 1ヶ年以内とする
- (ニ) 貸付手数料 8.5%
- (ホ) 貸付限度 1組合員当り最高400万円



3. 教育及び情報の提供に関する事業

この事業は組合員の経営の合理化、技術の向上をはかるため次の事業を行

種 別	回数	経 費	備 考
1. コンクリート技術に関する講習会	3	210,000	技士試験対策
2. コンクリート技術研究会	2	100,000	} 資料代, 雑費
3. 工場公害対策研究会	1	100,000	
4. 経営合理化研究会	2	100,000	講師謝金, 雑費
計	3	510,000	

4. 福利厚生に関する事業

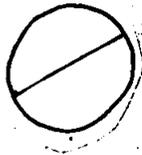
この事業は組合員の親睦をはかるため次の事業を行う。

(1) 慰安会 年1回 70,000円

(2) 組合員に対し慶弔見舞金を支給する。

5. 組合協定と団体協約の締結

組合員の事業遂行に必要な場合は、組合協定又は団体協約の締結を行う。



初 年 度

資 金 計 画 書

昭和52年 9 月 1 日から

昭和53年 3 月 31 日まで

京都生コンクリート協同組合

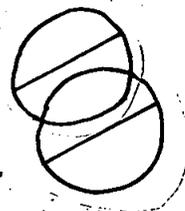
1. 資 金 調 達

科 目	金 額	摘 要
払 込 出 資 金	17,000,000	170口 × 10万円
借 入	50,000,000	
計	67,000,000	

2. 資 金 の 運 用

科 目	金 額	摘 要
貸 付 金	40,000,000	
器 具 備 品	2,000,000	
事 務 所 敷 金	5,000,000	
運 転 資 金	141,000,000	
預 金	5,900,000	関係先出資金含む。
計	67,000,000	

支		出	
科 目	金 額	備 考	
I 事業費	(6,033,200)		
共同販売事業費	2,916,600		
金融事業支払利息	1,866,600	40,000,000円×8%×7/12	
教育情報事業費	510,000	講習会、研究会	
福利厚生事業費	740,000	組合員及び従業員への慶弔費	
II 一般管理費	(12,500,000)		
役員報酬	1,120,000	月160千円×7ヶ月	
職員給料	3,960,000	男子1人 女子3人 給料、賞与	
福利厚生費	706,400	法定福利費356,400及び通勤手当	
退職給与引当金繰入	158,400	給与総額の4% 他350,000	
交 際 費	770,000		
旅 費 交 通 費	700,000		
印刷費及び事務用品費	350,000		
通 信 費	70,000	電話及び切手代	
水 道 光 熱 費	350,000	共益及び水道光熱費	
賃 借 料	3,150,000	事務所費	
会 議 費	500,000	総会、理事会、諸会議費	
広 告 費	200,000	新聞他広告代	
新 聞 図 書 費	170,000	新聞及び参考書	
租 税 公 課	50,000		
関係団体負担金	30,000	京都府中央会	
雑 費	215,200		
III 事業外費用	(2,393,800)		
創立費償却	500,000	初年度償却額	
予 備 費	1,893,800		
合 計	20,927,000		



次 年 度

事 業 計 画 書

昭和53年 4月 1日から

昭和54年 3月 31日まで

京都生コンクリート協同組合

1. 共同販売に関する事業

初年度に引き続き、同様に行う。

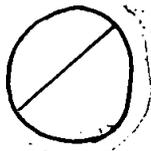
取扱品目	販売数量	立米単価	販売金額	立米当り 手数料額	手数料額
生コンクリート	(立米) 	(円) 	(千円) 13,284,000	(円) 	(千円) 29,520



2. 事業資金の貸付に関する事業

初年度に引き続き、同様に行う。

- (イ) 貸付対象 組合員の事業に要する資金
- (ロ) 貸付方法 証書貸付, 手形貸付とする
必要により, 担保を供せしめる
- (ハ) 1件当り
貸付期間 1ヶ年以内とする
- (ニ) 貸付手数料 年 8.5%
- (ホ) 貸付限度 1組合員当り最高500万円



3. 教育及び情報の提供に関する事業

初年度同様組合員の経営の合理化、技術の向上を図るため次の事業を行う。

種 別	回数	経 費	備 考
1. コンクリート技術に関する講習会	2	210,000	技士試験対策
2. コンクリート技術研究会	2	142,000	} 資料代及び雑費
3. 工場公害対策研究会	1	100,000	
4. 経営合理化研究会	2	100,000	講師謝金、雑費
5. 財務に関する研究会	1	60,000	〃
計	8	612,000	

4. 福利厚生に関する事業

初年度同様組合員の親睦を図るため次の事業を行う。

(1) 慰安会 年1回 700,000円

(2) 慶弔見舞金の給付

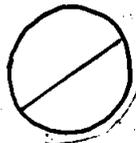
組合員に対し慶弔見舞金を支給する。

5. 組合協定と団体協約の締結

初年度と同様に必要が生じた場合に行う。



第2行目/字抹消/



次 年 度

資 金 計 画 書

昭和53年 4月 1日から

昭和54年 3月31日まで

京都生コンクリート協同組合

1. 資 金 調 達

科 目	金 額	摘 要
払 込 出 資 金	17,000,000	170口×10万円
借 入 金	71,000,000 70,000,000	
計	88,000,000	

2. 資 金 の 運 用

科 目	金 額	摘 要
貸 付 金	50,000,000	
器 具 備 品	3,000,000	
事 務 所 敷 金	5,000,000	
運 転 資 金	18,000,000	
預 金	12,000,000	
計	88,000,000	

次 年 度



収 支 予 算 書

自 昭 和 5 3 年 4 月 1 日

至 昭 和 5 4 年 3 月 31 日

京 都 生 コ ン ク リ ー ト 協 同 組 合

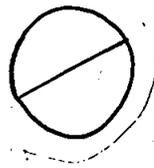
単 位 円

収 入		
科 目	金 額	備 考
I 事業収入	(33,770,000)	
共同販売手数料収入	29,520,000	取扱数量当り <input checked="" type="checkbox"/> 円
専取利息収入	4,250,000	50,000,000円×8.5%
II 賦課収入	(2,040,000)	
一般賦課金収入	1,428,000	月額7,000円×12ヶ月×17社
教育情報賦課金収入	612,000	月額3,000円×12ヶ月×17社
III 事業外収入	(1,270,000)	
受取利息	1,265,000	1,265,000円
雑収入	5,000	
合 計	37,080,000	

支

出

科 目	金 額	備 考
I 事業費	(11,762,000)	
共同販売事業費	6,400,000	
金融事業支払利息	4,000,000	50,000,000×8%
教育情報事業費	612,000	講習会, 研究会
福利厚生事業費	750,000	組合員及び従業員への慶弔費
II 一般管理費	(24,300,000)	
役員報酬	2,000,000	
職員給料	8,330,000	男子1人 女子3人 給料, 賞与2回
福利厚生費	1,350,000	法定福利費750,000及び 通勤手当他600,000
退職給与引当金繰入	1,332,000	給与総額の4%
交際費	1,320,000	
旅費交通費	1,440,000	
印刷費及び事務用品費	720,000	
通信費	180,000	電話代及び切手代
水道光熱費	720,000	共益費及び水道光熱費
賃借料	5,400,000	事務所費
会議費	1,200,000	総会, 理事会, 諸会議費
広告費	300,000	新聞他広告代
新聞図書費	300,000	新聞及び参考書
租税公課	450,000	
関係団体負担金	60,000	京都府中央会
雑費	196,800	
III 事業外費用	(1,018,000)	
創立費償却	500,000	次年度償却額
予備費	518,000	
合 計	37,080,000	



誓 約 書

別紙設立同意者名簿記載の17人は、定款第8条に規定する本組合員たる資格を有するものであることを誓約致します。

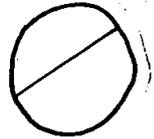
昭和52年8月 13 日

組合名称 京都生コンクリート協同組合

発起人代表 住 所 京都府宇治市榎島町拾八50番地の1

法人名 株式会社 坂 井 商 店

代表取締役 坂 井 利 幸



設、立、同、意、者、名、簿

住 所	氏 名	出資引受 口数	出資引受金額	電 話	商 業
京都府長岡京市神足典菜一	京都小野田レミコン株式会社 代表取締役 藤田守宏	1	万円	(075) 921-1116	生コンクリート 製 造 業
京都市南区久世東土川町6番	京都アサノコンクリート株式会社 代表取締役 荒尾進一	1	万円	(075) 931-2161	生コンクリート 製 造 業
京都府向日市鷺冠井町南金村11の1	京都宇都生コンクリート株式会社 代表取締役 井関正敬	1	万円	(075) 931-2101	生コンクリート 製 造 業
京都府綴喜郡田辺町大字大住小学池島55番地	京都大阪生コンクリート株式会社 代表取締役 久貝好男	1	万円	(07746) 2-3425	生コンクリート 製 造 業
京都市南区久世中久世町5丁目37番地	京都生コン株式会社 代表取締役 久貝好男	1	万円	(075) 921-2151	生コンクリート 製 造 業
京都市山科区鞠修寺西北出町18番地	近畿生コン株式会社 代表取締役 砂田信雄	1	万円	(075) 581-5111	生コンクリート 製 造 業
京都府綴喜郡井手町大字井手小学辻垣内23	京南生コンクリート株式会社 代表取締役 西島進一	1	万円	(07748) 2-2552	生コンクリート 製 造 業
京都府宇治市槇島町拾八50番地の1	株式会社 坂井商店 代表取締役 坂井利幸	1	万円	(0774) 22-4325	生コンクリート 製 造 業
京都府宇治市大久保町田原6.5の1	タイコー株式会社 代表取締役 有山泰弘	1	万円	(0774) 43-3232	生コンクリート 製 造 業
京都市南区青祥院中河原里西町4番地	千原生コンクリート株式会社 代表取締役 千原普造	1	万円	(075) 312-0404	生コンクリート 製 造 業
	灰幸小野田レミコン株式会社	1	万円	(075) 921-1116	生コンクリート 製 造 業

